

4月27日より後に在留資格や在留期間が変わった外国人へ  
特別定額給付金（ひとり10万円）の説明

下の①から③の全てに当てはまれば、特別定額給付金（ひとり10万円）をもらうことができます。

- ① 住民登録をしていたが、2020年4月27日より前に、3か月よりも短いビザ（短期滞在）に変わった
- ② 2020年4月27日は、日本に住んでいた
- ③ 2020年4月27日より後に在留資格や在留期間が変わり、住民登録をした

### 【ひつようなもの】

○申出書

○2020年4月27日より前に住民登録していたことがわかるもの（全員分）

たとえば そのときの在留カードのコピー  
住民票の除票

○2020年4月27日に日本に住んでいたことがわかるもの（全員分）

たとえば パスポートのコピー  
なまえと誕生日がわかるページ  
そのときに日本にいたことがわかるビザのページ

### 【おくるところ】

〒460-8508

名古屋市役所 スポーツ市民局 区政課 特別定額給付金担当

### 【しめきり】

2020年8月14日金曜日まで

### 【といあわせさき】（外国語で聞けます）

わからないことはコールセンターに電話してください

名古屋市特別定額給付金コールセンター

電話番号 050-3085-7656

時間 午前9:00～午後5:30（9:00～17:30）

（7月までは土曜日、日曜日を含む毎日電話できます）

話せる言葉は、日本語、英語（English）、中国語（中文）、ポルトガル語（Português）、スペイン語（Español）、韓国・朝鮮語（한국・조선어）、ベトナム語（Tiếng Việt）、タガログ語（tagalog）、

ネパール語（नेपाली）※ネパール語（नेपाली）は平日だけ